

総基番第28号  
平成24年5月11日

更生会社株式会社ウィルコム  
管財人 腰塚 和男 殿  
管財人 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長  
桜井 俊

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の  
在り方に関して講ずべき措置について（要請）

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方については、別添のとおり情報通信審議会より答申（平成24年3月1日情通審第23号）がなされたところである。

答申では、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放（以下「070番号の開放」という。）及び携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入（以下「番号ポータビリティの導入」という。）が、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量の確保、携帯電話とPHSの利用者の利便性の向上及び関係事業者間の競争促進に資するとされ、また、070番号の開放については遅くとも平成26年初頭までに開始、番号ポータビリティの導入については平成26年度内の導入を目指し、調整に取り組むことが適当との結論が出された。

これを受けて、当省において検討した結果、070番号の開放及び番号ポータビリティの導入に向けて、貴社におかれては、関係事業者と協力し、当該答申において示された下記の事項に関して適切な措置を講ずることが適当との結論を得たので、その旨要請する。

#### 記

##### 1 070番号の開放に関する措置

以下の点について、平成24年6月末までに当省に報告するとともに、その後

3か月ごとに、070番号が利用可能となるまでの間、当省に報告すること。

(1) 070番号の開放に伴う利用者保護に関するもの

070-Cによる携帯電話とPHSの区別に関する周知の状況

(2) 070番号の開放の開始時期に関するもの

070番号の開放に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況

2 番号ポータビリティの導入に関する措置

番号ポータビリティの導入による公正競争の確保に努めるとともに、以下の点について、平成24年6月末までに当省に報告するとともに、その後3か月ごとに、番号ポータビリティが導入されるまでの間、当省に報告すること。

(1) 番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応に関するもの

ア 選択中継サービスからPHSへの発信を可能とするための関係事業者間の調整、貴社ネットワークの改修及び電話端末の設定変更等への対応についての進捗状況

イ 携帯電話とPHS間のSMS（ショートメッセージサービス）相互接続を行うための関係事業者間の調整及び貴社ネットワークの改修についての進捗状況

(2) 番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護に関するもの

ア 携帯電話とPHSとの料金体系の違いに関する周知の状況

イ PHSへの発信の際に携帯電話と識別できる仕組みの導入についての進捗状況

(3) 番号ポータビリティの導入時期に関するもの

ア 番号ポータビリティの導入に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況

イ 番号ポータビリティの導入に関する周知の状況

ウ 番号ポータビリティの導入に関する技術的仕様及びコスト

以上

(別添)

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方について  
情報通信審議会（平成 24 年 3 月 1 日情通審第 23 号（抄））

#### 第 4 章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての 070 番号の開放について

##### （1）新たな携帯電話の電話番号としての 0A0 番号の開放について

このため、中長期的な視点から、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量を確保することが必要である。その際、携帯電話の電話番号数の拡大策として、携帯電話の電話番号である 090 及び 080 番号を桁増しすることは、携帯電話が多くの国民に普及している現在の状況においては、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要する。従って、桁増しによる対応ではなく、本章では、現在使用されている 090 及び 080 番号以外の 0A0 番号の開放について、番号の有効利用や事業者ネットワークに与える影響、識別性の確保や利用者保護の観点から検討を行い、携帯電話の新たな電話番号として 070 番号を導入することが適当としたものである。

##### イ 070 番号の開放について

これらの理由から、携帯電話の電話番号の需要が増加し、現在の電話番号の不足が見込まれる平成 26 年初頭以降も、電話番号の不足等により、携帯電話サービスの普及や発展に支障が生じることがないように、070 番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当である。

##### （3）070 番号の開放に伴う利用者保護について

このため、固定電話からの発信の際の携帯電話と PHS 間のサービス・料金に係る違いや、基本料金内での携帯電話間及び PHS 間の無料通話サービス等については、利用者から見た場合、基本的には 070-C により識別を行うことが可能であると考えられる。よって、利用者に対して、070-C による携帯電話と PHS の区別についてしっかりと周知する必要がある。

##### （4）070 番号の開放の開始時期について

携帯電話の電話番号数の拡大策として、平成 24 年より、速やかに 070 番号の PHS との共用による影響等が予想されるサービスへの対応も含めた準備を開始し、遅くとも平成 26 年初頭までには 070 番号の共用が開始できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めることが適当である。

#### 第 5 章 携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入について

## (1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

このように、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は、移動体通信市場における多様な通信手段の提供に資するとともに、番号ポータビリティの利用者への直接的な便益だけでなく、携帯電話とPHS間の料金やサービス等に係る競争を促進し、番号ポータビリティを直接利用しない者に対しても間接的な便益の向上が見込まれる。こうしたことから、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当である。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入した場合、利用者は携帯電話とPHS間の移転手続きの簡素化により、先に述べたような災害時等において音声サービスが繋がりがやすいことを理由に、災害時等においてコミュニケーションの重要性から、PHSへの移転を希望する者にとってPHSを選択しやすい環境がもたらされると言える。

また、同一番号のまま選択できる移動通信手段が増えることで、移動体通信市場における多様な通信方式の利用を容易にし、我が国の移動体通信市場の発展に資することとなると考えられる。

なお、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入によって、今後の移動体通信市場における携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進展するかについて、総務省は引き続き、市場動向を注視していく必要がある。

## (2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について

### ア 選択中継サービス

#### ①事業者によるネットワーク改修

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合に、選択中継サービスから携帯電話とPHSへ発信を可能とするためには、固定電話事業者のネットワークにおいて、携帯電話とPHS間の料金精算のための事業者コードによる識別やリダイレクション機能等の追加が必要となる。

利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSの間で、選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じないためにも、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが望ましい。また、その際は、事業者コードによる識別やリダイレクション機能等の追加による改修を行うことが求められる。

また、固定電話、携帯電話に関わらず、電話番号へ発信した際は、呼損とならずに、基本的には電話がつながることが望ましいことから、PHSへの選択中継サービスからの発信に対応することにより、PHSへの呼が接続されることを確保すべきとの指摘がある。

この点に関しては、技術的に困難との意見はないため、携帯電話の需要増加が見込まれる中、携帯電話及びPHSの利用動向や選択中継サービスの利用動向を注視しつつ、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる。

また、固定電話から携帯電話への発信において携帯電話事業者間の料金差があり、これを識別する仕組みの導入について検討を要するが、携帯電話とPHSの料金差が生じている現状においては、番号ポータビリティの導入にあたって、PHS事業者において、携帯電話ではなくPHSへの発信

であることを利用者が識別できる仕組みを導入し、利用者保護を図ることが適当である。

## ②電話端末の設定変更等への対応

法人等で利用されているPBXについては、070番号の携帯電話及びPHSへの発信に対応するための改修等を行う必要がある。

既存のACR機能付き電話端末においては、090及び080番号へ発信する際に自動的に00XY番号を付加する機能が基本的機能として備わっている。このため、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合は、現状では、PHSは選択中継サービスからの発信に対応していないものの、呼損を防ぎ、携帯電話と識別性を意識することなく利用可能とするため、PHS事業者と固定電話事業者において選択中継サービスからの発信に対応することが求められる。

なお、選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、00XYから発信するよう周知すべきである。

## ウ SMS（ショートメッセージサービス）

関係事業者においては、新たに接続するSMSサービスへの利用の増加の見込み等により、設備投資が関係事業者の過度の負担とならない限り、利用者利便の向上の観点から、将来的なSMS相互接続の実現に向けた検討を進めることが適当である。

### (3) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について

固定電話から選択中継サービスを利用せずに発信する際は、現在、携帯電話への発信は3分当たり70円～120円（携帯電話事業者によって異なる）、PHSへの発信は40円～130円（距離に依存）となっており、携帯電話とPHSとの料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めることが適当である。また、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが必要と考えられる。

また、無料通話サービスが提供されているPHS間の通話や固定電話及び携帯電話からのPHSへの発信に係る識別音の挿入（一部の携帯電話間の通話では導入されている）による識別性の確保については、無料通話の相手先が分かっている場合は、あえて識別音の挿入による識別は不要との意見もあるものの、利用者保護に資すると認められる。このため、料金差が生じている現状においては、PHS事業者において、PHSへの発信の際に携帯電話と識別できる仕組みを導入することが適当である。

### (4) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入による公正競争の確保について

事業者は、番号ポータビリティの実施にあたっては、特定の事業者との間で有利または不利な条

件を結ぶことがないよう、公平に番号ポータビリティが行われるよう努めなければならない。

利用者利便の観点からは、一部の事業者間においてのみの利用可能とすると、契約している携帯電話事業者によってPHSへの番号ポータビリティが利用できないことになり、番号ポータビリティの仕組みが複雑となるなど、利用者の利便性を損なうため、携帯電話の番号ポータビリティと同様、特定の事業者間だけでなく全社によって実施されることが適当である。

#### (5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

##### ①070番号の共用開始と番号ポータビリティの導入のタイミング

携帯電話の電話番号の不足に備えて行う070開放と利用者利便の向上等の観点から行う番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するために早期に実施すべき070番号の導入時期とは、必ずしも同時に行うべきとする必要性はないと考えられる。なお、事業者ごとにネットワーク改修の内容は異なるため、改修を同時に行うか、別に行うか、いずれが効率的かという点については、基本的には事業者の判断に委ねられる。

##### ②携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあっても、①事業者によるネットワーク改修に必要な期間、②利用者への周知に必要な期間を考慮することが求められる。

事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しては、携帯電話側のPHSへの番号ポータビリティ機能の実装のほか、PHSにおいては、既存の携帯電話の番号ポータビリティの仕組みを新たに導入する必要があるため、こうしたPHS事業者による準備や携帯電話とPHS間の調整等を踏まえて、事業者ネットワークの改修に要する期間として、2～3年程度の期間が必要と見込まれる。関係事業者は、番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにする必要がある。

利用者への周知に必要な期間については、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に伴い、両サービスの内容や料金等に関する十分な周知期間において、導入されることが適当である。

このため、総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努めるとともに、準備状況等に係るフォローアップを行いつつ、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。

なお、最終的に、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。